

根室市教育委員会規則第8号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和7年3月19日
根室市教育委員会規則第8号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

根室市体育施設条例施行規則（昭和54年根室市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会体育課」を「スポーツ課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。